

『JGAP団体事務局用 管理点と適合基準 農産 2022』のパブリックコメント対応表

2022年11月14日

一般財団法人日本GAP協会 運用管理部

※誤字脱字の指摘は掲載しません

| No. | 提案者 | 管理点番号 (パブコメ版) | 改善提案・意見 | 対応 |
|-----|------|------------------|---|---|
| 1 | 審査員 | 5. 用語の定義1) | 外部委託の用語の定義において、「外部の組織に委託すること」という記載になり、団体認証における記述が削除されたかと思えます。 団体認証の場合、サイトの立場からみれば、他のサイトは外部の組織であり、団体事務局の立場からみれば、各サイトは内部の組織という解釈もできるような気もします。もし、団体の方針やマニュアル次第で捉え方が異なる用語の定義であれば、その旨の補足も入れた方が良いでしょうか。 | 団体に所属する農場間の作業支援は外部委託に該当しない旨を解説で説明します。 |
| 2 | 指導員 | 1.2 | 【追加案】赤字 (5)品目ごとの栽培面積(団体が出荷を管理していない出荷も含む) (6)生産物の出荷先(団体が出荷を管理していない出荷も含む) (7)生産物の購買の有無、および購買がある場合には対象品目と購買先(JGAP認証の有無の確認含む) 【理由】 買手先がJGAPを要求していない場合には「団体が出荷を管理」する必要はないが、管理外の出荷があることを団体が知らないと農薬使用量の妥当性や出荷量の妥当性確認に影響を及ぼすため、団体は団体が出荷を管理するしないに関わらず、各農場の品目ごとの全耕作状況及び全出荷先を全て把握しておく必要がある。 また、生産物の購買について把握しておかないと、トレーサビリティや出荷量の妥当性確認に影響を及ぼすため、団体は各農場の品目ごとの購買状況を全て把握しておく必要がある。 | (4) 認証の対象となる品目(出荷の形態がある場合には出荷の形態を含む)に修正しました。 栽培面積は当該品目すべての面積を求めています。団体を通じた出荷(認証の対象となる出荷)については(例えば農場が直接直売所に出荷したのもも認証品としたいならば)団体による把握が必要だが、団体に関与しない出荷先まで把握するのは困難と考えます。また、購買については茶だけ対象となるためガイドラインを作成予定です。 |
| 3 | 指導員 | 1.6 | 「1.6内部監査の責任者の責務」「a.」の記述中に「内部監査の業務(内部監査プログラムの策定・監視・レビュー・改善)を統括している。」としていますが、「内部監査プログラム」の用語はここに出るだけで、定義もなければ、後の管理点でも出てきません。4.1.1の「内部監査計画」という用語と置き換えたほうが自然ですし、内容的にも問題ないと思われれます。個別サイトごとの監査計画ではなく、団体全体の内部監査計画であれば、それは内部監査プログラムそのものです。 | (内部監査計画の策定・内部監査の実施・検証、改善)に修正しました。 |
| 4 | 審査員 | 1.6 | 「レビュー」「内部監査プログラム」は、JGAP2016では使用されていないので、用語集へ載せるか平易な言いかたへ置き換えてもよろしいのでしょうか。ASIAGAPで採用しているカタカナ交じりの用語を当基準へスライドさせるのは要注意です。 | 同上 |
| 5 | メーカー | 2.2(4) | 環境保全が抜けている。 | 委員会で食品安全と労働安全と決まったため変更なしとしました。 |
| 6 | 指導員 | 2.2 | 約款を認めないとすると必須項目なので対応が困難。 | 農場用管理点と適合基準に合わせ、合意を得られない場合は約款でもよいを復活しました。 |
| 7 | 指導員 | 2.2 | 【修正案】赤字 (4) 外部委託する作業について、JGAPが求める食品安全・労働安全に関する団体が定めたルール 【理由】 食品安全は商品に直結するが、労働安全の責任の所在は事業者毎にあるので団体側のルールを強制できない。ルールが甘ければ事故発生時に農場が責任を追及されかねない。 | 農場内の危険な箇所などに注意してもらうことを想定しています。 |
| 8 | 理事会 | 3.2,3.3 | この項目については目的を記載しなくてよいのではないかと。 | 目的を削除しました。 |

| No. | 提案者 | 管理点番号 (パブコメ版) | 改善提案・意見 | 対応 |
|-----|-------|------------------|--|---|
| 9 | 指導員 | 3.3 | (3)内部監査員の要件を満たす者による管理点3.2の検証 【修正案】赤字 (3)内部監査員の要件を満たす者による管理点3.2の検証(これには基準文書の項番に対して団体管理マニュアルのどの項番が対応しているかが分かる対比表を含む) 【理由】 マニュアルが不十分のまま内部監査や外部審査を実施している現状が散見されるため、運用開始前に基準文書を満たしていることの検証を確実にするためと、効果的効率的な外部審査の実施のために追加すべきと考える。 | 団体によっては対比表作成が無駄や二度手間になる可能性があり、他の管理点で十分賄えると考えられるため変更なしとしました。 |
| 10 | メーカー | 3.3 | マニュアルについて、団体の運営形態によっては、必ずしも団体事務局の作成や団体の代表者による承認を必要としない場合もあるのではないかと。 外部のコンサルタントが文書を作成したり、団体内部で承認権限を代表者以外に付与している場合もあるので、それらを考慮した文章にした方がいいと考える。 | あくまでも団体事務局や団体の代表者に責任があるため表現は変更しないが、取り組み方については解説で説明します。 |
| 11 | 指導員 | 4.1.1 | 内部監査計画は、明確に「文書化」を求めなくてもよいでしょうか。ASIAGAPでは「文書化されていることを確実にしている」となっています。 | 「内部監査計画を文書化している。」としました。 |
| 12 | 技術委員会 | 4.1.1 | JGAPでは計画に監査の目的まで記載しなくてもよいのではないかと。 | 監査の目的を削除しました。 |
| 13 | 生産者 | 4.1.1 | 団体の内部監査計画で、農場の内部監査の一部をICT技術を使ったリモートでする場合、「遠隔審査ガイドライン」を内部監査に読み替えますか？ コロナ禍で、団体内部の勉強会等をZoomやTeams、Youtubeライブ限定配信で行うところが増えてきました。また、団体の構成農場が県をまたぐ場合があり、そこで内部監査の一部をあらかじめ用意した書類とリモートによる面談で行う場合が考えられます。 このような場合、内部監査に関するガイドライン「遠隔内部監査ガイドライン(仮)」はありませんが、「遠隔審査ガイドライン」を内部監査に読み替えて、内部監査の計画、実施、レビューを行うということでもよいですか？ 団体の新規参加農場、リスク評価で遠隔監査でリスクがあると評価される農場はその対象ではありません。 | 4.4.1に「(2) 遠隔による内部監査を行う場合は、『遠隔審査ガイドライン』を参考に実施している。」を追加しました。 |
| 14 | 指導員 | 4.2.1 | 内部監査員と内部監査補佐役の要件で指導員資格の維持は不要になるのか。 | 「内部監査計画を文書化している。」としました。(1) JGAP指導員基礎研修の合格および指導員資格の維持」としました。 |
| 15 | 認証機関 | 4.2.2 | 内部監査員(責任者)が1名である場合、力量の検証、承認は誰が実施するのか記述していただきたい | 「c. 内部監査員が1名の場合は、外部による審査の開始前にその事実を審査員へ申告している。」を追加しました。 |
| 16 | 指導員 | 4.2.4 | 「利害関係を排除した内部監査」というよりも「公平な内部監査」ではないかと。 | 修正しました。 |
| 17 | 審査員 | 4.3.1(2)(d) | 内部監査対象に「団体管理マニュアル」が含まれていることになっています。この適合性判断について「団体事務局が実施すべき」の真意は何でしょうか？団体事務局でなければ誰が適合性を判断するのでしょうか？3.2と3.3に対する検証されることを含んでいるのでしょうか？ | 「団体管理マニュアルの各項目に対する適合性の確認」に修正しました。事務局が受ける監査項目全部について適合不適合のチェックを入れることを意味しています。 |
| 18 | 指導員 | 4.6.2 | 内部監査員(責任者)が1名である場合、監査結果の検証は誰が実施するのか。 | 「内部監査員が1名の場合は、外部による審査の開始前にその事実を審査員へ申告している。」を追加しました。 |

| No. | 提案者 | 管理点番号 (パブコメ版) | 改善提案・意見 | 対応 |
|-----|------|------------------|---|---|
| 19 | 審査員 | 4.6.3 | 是正処置の完了見届けに関して、「確認と了承」とありますが、「了承」はどのような行為・結果を指しますか。例えば代表者が検印を残していればOKでしょうか。 | 押印でもサインでも「この内部監査が適正であった」と代表者が認める記録があればよいとして「内部監査が完了したことを確認した記録」に修正しました。 |
| 20 | メーカー | 5.1 | マニュアル違反への摘要する措置をマニュアルに記載、とのことであるが、経験上、違反に対する措置はその都度変わってくる可能性が十分ある。同じ違反でも、状況によってとるべき措置は必ずしも同じとは限らない。実際の審査員は、食品会社や農場での実務経験がない方も多くいるので、実際の事故に対する対応経験がなく、このあたりの内容について、四角四面でとらえる事例が多く見られる。 →「違反に対して措置をとることを団体管理マニュアルに記載している。」 | aは削除し、bは「管理点2.1の契約で合意した措置を適用し」に修正しました。 |
| 21 | 指導員 | 6.2 | 団体内でのトレーサビリティの検証のために、サイトごとの認証対象の生産物の出荷量が妥当であることを以下の資料から確認した記録がある。 (1)サイトごとの生産計画(各サイトの収穫/生産予定量全量) (2)サイトの出荷実績(各サイトの収穫量/生産量全量) 【修正案】赤字(以下に差替え) JGAP認証生産物に非JGAP認証生産物が混ぜられて JGAP認証生産物として出荷されていないか証明するために、品目別に出荷量の妥当性を説明できる記録がある。 【理由】 目的は分かり易くする必要がある。説明する手段は自由でよいと思う。2016年版では例えば…としていたがそれは解説に振ればよいと思う。今回のパブコメ案では、生産計画と生産実績の比較で妥当性確認を行うように示唆しているようであるが、説明手段を限定しすぎていると思われる。都道府県の標準生産量との比較で確認する団体もあるかもしれないし、全農場の平均反収と個別農場の反収の比較で確認する団体もあるかもしれないので。 | (1) サイトごとの出荷見込量(栽培面積×標準収量) (2) サイトごとの出荷実績に修正しました。 |
| 22 | 審査員 | 6.2 | 全般的に目的を適合基準に明確になっていることは評価できます。 本項では、記録を要求しているようにも受け取られますが、記録に基づいて妥当性が検証されている事実結果まで見たいところです。検証>確認>記録。 | その資料を基にどうして妥当なのか説明できることを求めています。解説で説明予定です。 |
| 23 | 指導員 | 新規追加 6.3 | 【追加案】赤字 レベル:必須 管理点:他の団体構成農場からの購買 他の団体の構成農場からJGAP認証生産物を購買する場合には、以下を確実にしている。 (1)他の団体の認証がJGAP認証であること (2)団体の代表者と他の団体の代表者がJGAP認証における「団体が管理する出荷」での取扱いとすることを了解していることが記録で分かる (3)他の団体のJGAP認証書の複写を購買前に他の団体から提供してもらい以下を確認している ①購買する農場が構成農場として登録されている ②品目には出荷の形態として生葉が含まれている ③有効期限内であること 【理由】 茶の場合、農場によっては圃場を限定して、または時期を限定して別な茶工場へ生葉を出荷するケースがある。それらを団体を通じたJGAP認証の生葉出荷として団体が保証することにより、別なJGAP認証の茶工場の団体構成農場となる必要はない仕組みが技術レター(2020.01号)で確立されている。今回これを正式に適合基準にして確実に審査できる体制にする必要がある。 | 購買については茶だけ対象となるため茶の購買についてのガイドラインを作成予定です。 |
| 24 | 指導員 | 7.1 | (6) 認証に影響する違反があった場合の認証機関を経た日本GAP協会への報告、が分かりにくい、結局どこに報告すればいいのか。 | 「認証機関への報告」に修正しました。 |
| 25 | 指導員 | - | 農産物のクレームに対応する管理点はあるが、農産物ではなく団体そのものへのクレームが来たらどうするのか。また所属農場で事故が起きた時、団体として対応する必要はないだろうか。 | 7.3団体内の苦情・事故の把握を追加し、団体に関する苦情やサイト内での事故について、以下の内容を把握していることを求めました。 |
| 26 | 指導員 | 8.1 | 「管理点2.6は団体事務局が実施している。」は『農場用 管理点と適合基準』の話なので『農場用 管理点と適合基準』に記載したほうがよいのではないかと。 | 『農場用 管理点と適合基準』2.6に「※団体の場合は、団体事務局が実施する。」を追加しました。 |